

令和5年第3回笠松町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹

教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
建 設 課 長	後 藤 英 司
水 道 課 長	松 本 好 春
郡教委学校教育課長	宮 川 浩 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第4号）

令和5年9月15日（金曜日） 午前10時開議

日程第1	第62号議案	笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例について
日程第2	第63号議案	令和5年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
日程第3	第60号議案	令和4年度笠松町水道事業会計決算認定について
日程第4	第61号議案	令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定について

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第62号議案から日程第4 第61号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第1、第62号議案から日程第4、第61号議案までの4議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きください。

第62号議案 笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例についてであります。

この条例は、第2条に規定しておりますように、明治安田生命保険相互会社からの指定寄附金を積み立てる基金であります。条例制定の提案に至ります経緯について、御説明をさせていただきますと思います。

明治安田生命保険相互会社と笠松町は、令和2年度に健康増進に関する連携協定を締結して以降、健康づくりに関する事業を協働して実施しており、過去3か年度にその一環として、毎年寄附金を受領しております。

今般、今後も当分の間にわたり、同社から寄附金が見込まれることとなりましたので、後年度にわたって断続的かつ継続的に健康づくり事業を実施すべく、基金を設置させていただくというものでございます。

条例は6条立ての条例になっておりまして、まず名称のみんなの健活プロジェクト、こちらのほうは、健康に向けた前向きな活動を進めていこうということで、このような名称を用いております。

設置といたしましては、住民の誰もが、安心して暮らし、生き生きとした地域社会を実現するためというような設置目的を掲げております。

以下、積立て、管理、運用益金の処理、処分等の規定を置かせていただいております。

施行日につきましては、公布の日からであります。

続きまして、議案書の2ページから8ページにわたります第63号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、4,998万8,000円の増額補正であります。今回の補正は2つの事由により措置

をさせていただいております。1つ目は先ほどの条例案でございますが、明治安田生命保険相互会社からの寄附金受領に伴うもの、もう一つは緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしました側溝舗装等の修繕工事の実施によるものでございます。

それでは、1つ目の明治安田生命保険会社からの寄附金につきまして御説明を申し上げます。
6ページをお開きください。

歳入のほうで、第17款 寄附金、第1項 寄附金、第4目 衛生費寄附金で、健康推進普及事業寄附金といたしまして101万5,000円を計上させていただいております。こちらの金額が今回、生命保険会社から申出のございました寄附金額でございます。

続きまして、こちらの寄附金の充当先について御説明をさせていただきたいと思いますので、7ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費の第2目 文書費でございますが、こちらのほうには、財源補正内訳といたしまして、3万8,000円を充当させていただきます。健康推進普及事業であるとか、スポーツ推進事業のチラシ等の印刷のための印刷機のトナー購入費、こちらの経費に充当させていただくものでございます。

続きまして、第2項 企画費、第1目 企画総務費では、こちらも財源内訳の補正でございますが、笠松町スポーツ協会事業補助金、こちらは協働型の町民活動促進事業補助金として措置をさせていただいたものに対して、10万円充当をさせていただくというものでございます。

続きまして、第3款 民生費の第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費では、需用費の消耗品費といたしまして15万円を増額計上させていただいております。こちらにつきましては、高齢者体力測定など、各種事業で活用いたします消耗品費として増額をさせていただいております。

続きまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費の第3目 健康増進事業費でございますが、こちらにつきましては、需用費、消耗品費で20万円の増額をさせていただきました。こちらは、がん検診の受診率向上のキャンペーンということで、参加賞等の経費といたしまして消耗品費を20万円増額させていただいております。

なお、併せまして、こちらのほうは財源内訳の補正もさせていただいております、当初予算に計上済みでございます、ちょいスポ健康フェスタ開催費用ということで15万円、こちらの事業についてもこの寄附金を充当させていただくということで、財源内訳の補正も併せて行わせていただいたというところでございます。

続きまして、第6款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費でございますが、こちらも観光事業補助金といたしまして、10万円増額計上させていただいております。こちらにつきましては、リバーサイドカーニバル開催に活用するための事業補助金ということで増額の措置をさせていただいたところでございます。

1つ飛びまして、第9款 教育費の第5項 保健体育費、第1目 保健体育総務費でございますが、こちらにつきましては、目全体で23万円の充当措置をさせていただいております。報償費といたしまして5万円、こちらはスポーツ教室の講師謝礼として措置させていただいております。需用費の消耗品費では、18万円を増額させていただきました。こちらは笠松町のウォーキングイベントの景品代でありますとか、あるいはスポーツ教室の消耗品費ということで、増額の措置をさせていただいております。

それで最後、第11款 諸支出金でございますが、こちらにつきましては、積立金といたしまして、みんなの健活プロジェクト基金積立金ということで、34万7,000円を増額させていただいております。こちらは、先ほど第62号議案で提案させていただきました基金への積立金でございますが、まず内訳といたしましては、今回寄附をいただきました財源の中から、今るる御説明を申し上げました事業費に充当させていただいた残余金が4万7,000円生じますので、こちらのほうを基金に積み立てるというもの。

もう一つは、令和4年度に同社から寄附を30万円いただきまして、昨年度は社会福祉基金のほうに基金積立てをさせていただきました。今回、基金のほうを条例制定させていただくことによりまして、寄附者本来の趣旨に沿うよう、みんなの健活プロジェクト基金のほうに積替えをさせていただくということで、合計金額34万7,000円を積立金として予算措置をさせていただいたところでございます。

以上が寄附金受領に伴う予算措置でございます。

続きまして、もう一つの補正事由でございます緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしました工事について、御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらのほうは、総額で第7款 土木費の第2項 道路橋梁費、第1目 道路維持費の中で、側溝舗装等修繕工事請負費ということで4,896万1,000円を増額措置をさせていただいております。こちらのほうも、大きく2つの事業に関わる事業費として計上させていただいております。

まず1つ目が、米野ピアゴ北の交差点の安全対策及び周辺の舗装修繕並びに水路改修についてでございます。

こちらの交差点につきましては、議員さんも御承知のところかと思いますが、以前より車同士の出会い頭の事故が多発しておりまして、町といたしましても関係機関と協議し、カラー舗装ですとか注意喚起標識など様々な対策を施してまいったところでございますが、依然として事故が発生しているという状況から、今回地元の町内会から、さらなる対策の要望がございました。要望の内容といたしましては、歩行者の安全確保のため、米野47号線、こちらの南北線でございますが、この東側にしかない歩道に、西側から横断する横断歩道を設置してはどうかということで、横断歩道があることによって、ドライバーへの皆さんへの注意喚起につながるのではないかという内容のものでございました。横断歩道の設置につきましては、警察との協

議の中で、当方において横断歩道の東西にそれぞれの待ち場を設ける必要があったため、今回、交差点の東西の水路を一部覆蓋いたしまして、その上を待ち場として利用することといたしております。この水路の覆蓋につきましては、下水道の雨水計画の計画断面での整備を行う予定で、水路断面を広げることが災害対策にも資するということで、緊急自然災害防止対策事業債を活用して行いたいと考えているところでございます。

また、こちらの路線につきましては、令和6年度に舗装修繕等の計画もございましたので、その計画を前倒しすることによりまして、交差点を含むこのエリア、路線全体の舗装修繕を進めたいという内容のものでございます。

工事内容につきましては、舗装の切削オーバーレイでありますとか、舗装の打ち換え、あと水路の改修、加えまして、こちら起債の対象外の事業になるんですけれども、交通安全対策工事ということで、カラー舗装でありますとか、水路、保護柵等の設置も含めまして、事業のほうを実施してまいりたいと考えております。かかる事業費といたしましては、4,100万8,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、もう一つのこちらの緊自債を活用しての事業でございますが、今年度の水道工事及び下水道工事の舗装復旧に関しまして、それぞれ掘削の影響範囲内の舗装修繕についても、同調施工をさせていただきたいという内容のものでございます。これによりまして、効率よく全面復旧を行うことができ、別々で行うことよりも、交通規制の短縮であるとか工事費用の縮減、今後の維持管理サイクルの統一が図られるとの考えの下、実施をさせていただきたいというものでございます。

工事箇所につきましては、重要幹線でございます門間3号線、こちらのほうは運動公園の1本北側の南北道路になりますが、こちらと松栄町朝日町1号線、こちらにつきましてはちょうど福祉会館の西側の道路で三ッ目橋の北側のエリアになりますが、そちらのほうの2か所を工事箇所として予定をいたしております。かかる事業費といたしましては、795万3,000円を予算措置させていただいているところでございます。

以上が歳出についての内容でございます。

6ページに戻っていただきまして、歳入について御覧をいただきたいと思います。

先ほど御説明申し上げました寄附金ですとか、社会福祉基金からの組替えのほか、緊急自然災害防止対策事業債ということで、今回新たに4,620万円を計上させていただいております。

なお、不足いたします財源につきましては、財政調整基金からの繰入れ247万3,000円を充てさせていただいております。

以上が一般会計の補正予算に対する説明でございます。

以上でございますが、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。

ただいま提案の第62号議案及び第63号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案及び第63号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことに決しました。

第60号議案 令和4年度笠松町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第61号議案 令和4年度笠松町下水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第62号議案 笠松町みんなの健活プロジェクト基金条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 土木費の道路維持費なんですが、今副町長から詳細について説明があつて、大きな事業としてはピアゴ北の交差点の安全対策ということなんですけれども、その件で、警察との協議ですね。前に聞いておりましたように、あそこの東西の道路は左折のみ、直進と右折ができないようにするという話を聞いておりましたけれども、その協議が終わって警察の了解も得たのかどうか。それは工事の完了とともに、そのように通行規制がされるというふうになるもんなのかどうか、その辺の状況を教えていただきたいので、ついては道路整備、この交差点改良といいますか整備が、いつから工事が始まっていつまでに終わるのと。先ほど言いましたように、終わった段階で進入規制が施行されるもんなのかどうか、その辺を詳しく説明をお願いしたいんですが。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、ピアゴ北・南側の交差点の改良につきましての御質問にお答えさせていただきます。

今議員さんからおっしゃられました規制の関係でございますが、左折のみというような規制をするかどうかということにつきましては、事故を削減するためにはやむを得ない行為ということで警察のほうから提案がございました。これにつきまして、地元町内会のほうの同意をとということでございましたので、今そこら辺のところはまとめていただきまして、左折のみがいだろうというようなお話も聞いておりますが、最終的には正式に出た上で、また警察との協議を進めていくということになっております。

それで、こちらの工期につきましては、今年度末3月末を工期として考えておりますので、もし警察とまた今後協議をしまして左折のみということになりましたら、4月以降規制が始まるというようなことになると思います。それで、これにつきまして非常に通行に妨げになる部分等々もありますので、もし左折のみということであれば、道路管理者としましてドライバーの皆様にも周知できるような標識等々も検討していきたいと思っておりますので、また御報告さ

せていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9 番 安田敏雄議員。

○9 番（安田敏雄君） 長年のピアゴの北の交差点ということで、ようやく動き出したのかなあということを思います。それと、この交差点からまた南へ500メートルくらい行ったところには、通称のいざり坂というのが今回また整備されるということですが、1つだけちょっと僕が思うのは、特にこの道もそうですが、岐阜市、岐南町、また松栄町とか柳津との接点、町外と町内との車の動向ですね、やっぱり今の米野のピアゴのところも、ほとんどこれ笠松の人がどのくらい通るか僕不思議でかなわんのやけれども、米野の東のほうの方で西へ向かう方は結構車あると思うんだけど、南から北へ行く人はほとんど笠松の人が少ないんじゃないかなというようなこととか、あと笠松駅の周辺でも、岐南町から笠松へ来る人とか、そういう近隣の市町との交通動態、そういうことをある程度将来的には、我々笠松町も特に舗装に関しては、ほかの市町村と大分遅れているような気がするんですね。下水道のその後の舗装もできていないようなことで、やはり車の動向をある程度把握して、近隣の市町とも、予算づけするときにある程度協力していただくなり、やっぱりお金を少しでも県のほうからいただいて、いろんな起債もあるんですが、やっぱり補助もいただいて、そういう隣の岐阜市、岐南町、各務原市、そういうところの道路に関しての連携というのはどんなふうになっているのかなあと思議に思っ、とにかく笠松町に入ると舗装は本当に遅れているなど、皆さん町民の方も言われるんですが、それはそれとしても、やっぱり道路をきれいにすることは大変危険を伴うし、またきれいにするとまた交通事故が多くなるようなことを思うんですが、そんなふうで、やっぱり近隣の笠松町だけがどうのこうのじゃなくて、各務原市、岐阜市、岐南町、そんなふうで柳津との接点もあるし、岐南町の接点もある、また一番東に行けば各務原市とも接点がありますので、果たして本当に笠松町の方の生活道路の交差点の改修と思うのか、またまだまだ笠松町の中で、町の中の道路の舗装なんかも手をつけていけなきゃならんところもありますので、そこら辺の交通の動態ですね。

ほかの自治体との協議とか、そういうことは現在としてどんなふうに考えてみえるか、そこら辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） それでは、お答えさせていただきます。

近隣市町との交通の動態についてでございますが、これは正直申しまして、笠松町内で通過交通、笠松町外の方の通過交通というのは非常に多いかとは思っております。今議員さんおっしゃられましたように、岐阜市、各務原等々の情報共有というのは正直申しまして、そこら辺の情報共有というのは今現在行われておりませんが、県道もしくは国道の年に1回その管理者

が集まって、県道の工事をする、国道の工事をするというときの意見交換会というのはあるんですが、そのときに笠松の町道の件についてという話は出ておりません。ですが、私どもとしては、隣の岐南町さんとの行政境の関係につきましては、今回もピアゴの西側道路を工事するというようなお話もさせていただいておりますし、今後どこを進めるかというようなところも意見交換をしております。ですので、今後、議員おっしゃられますように、やはり岐阜市さんとか各務原市さんのほうにも、そのような体制を取れるような形を整えていきたいと思っております。

今、緊急自費のほうで進めておりますが、こちらにつきましては、令和3年から令和7年度までというような期限がありますので、そちらのほうにつきましても要望をしまして、これが延長していただけるような形を取っていただけるように強く要望はしていきたいと思っておりますので、今後も近隣市町とは意見を交換しながら、よりよい道路整備をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 9番 安田敏雄議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。

今、ちょっと思ったのは、やはり笠松町だけで単独でできない道路工事もあると思うし、また側溝関係も笠松町だけでもできないというようなことで、やはり各務原市、岐阜市、岐南町、隣接しておりますので、今度のいざり坂も今年度中に完成するとなると、この南北の道路でまた堤防の道へ上がる方がたくさん増えると思うし、やっぱり堤防の道へ抜ける道があれば、また岐阜市、岐南町から、各務原の方が堤防道路を利用するという方も増えると思いますので、そんなふうで、やはり笠松町の財源だけでも追いつかんとときも出てきますので、やっぱり連携のほうもしっかりしていただいて、少しでも県道なら県のほうとも打合せする、また隣の市町との打合せもしっかりしていただいて、少しでも笠松町の財源どうのこののじゃなくて、そういうふうで進めていただきたいと思いますので要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 伏屋議員、安田議員が言われたことにちょっと追加なんですけど、あそこの米野のピアゴのところは随分前から本当にしょっちゅう事故がありまして、2か月前ぐらいも4トントラックが横転して、私の住んでいるアパートがすぐそばなんで、その駐車場の柵のところにが一つとなりまして、もうちょっとそこがあれば、もう車を止めてある駐車場にまで被害が及ぶというふうで、ちょうどアパートの住民の人が小学校1年に上がる子がいたんで、その方からうちの町内会長さんのほうに電話があつたみたいなんですけど、横断

歩道をつくるからといって、事故が、地元住民の人は気をつけているんでいいんですけど、遠くからの人がどうしても西から東に行くときに、結構見づらいですね、セブンイレブンから来る道が。だから、横断歩道ができたからといって、それが対策になるかどうかちょっと分からないんですけど、でもこのように進めただけというのはありがたいと思いますし、先日米野の町内清掃があったときに、うちの町内会長さんが、いろいろ左折のみにするとかどうされるという意見も聞いてみえたんですけど、なかなかまとまるのはちょっと難しいんじゃないかなと思うんですけど、それはまとまらないと、こういうことはやらしてもらえないというか、ボックス設置とかは進まないというふうに思っているのか、今何か道路にいろいろ描いてあって調べてみえたから、近隣住民にはそれをやらしてもらえるときには、紙か何か周知方法というのは出してもらえるのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 御質問にお答えさせていただきます。

内容としましては、左折対応ができないと工事ができないかということでございますが、そういったことにつきましては、警察との協議の中で左折ということがあれば、そうさせていただきますけれども、工事は今日こちらでお許しいただければ、もう工事発注を進めていきたいと思っておりますので、議員おっしゃられる、西から東へ向けて行く車が非常に事故が多いということがございまして、できるかぎり今回予定しておりますのが、北側の水路のところにボックスカルバートを入れまして、道路覆蓋します。若干路肩がありますので、そこで車の今の交差点に入ります進入角度が若干きつい角度で入ってきていますので、それをなるべく緩くしまして、停止した時点で両方が見やすいような角度に変更する予定もしていますので、若干になるんですけれども、シフトを変えるというような計画もしておりますので、また現場にて対応しながら安全第一で道路づくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） この件にはいろいろ建設課のほうにはお世話になってあれなんですけれど、大体いつ頃終了するか、ある程度見込みが分かれば教えてください。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 工期の件につきましては、令和5年度末、令和6年3月末までに完成をさせたいと思っております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和5年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年9月15日

議 長 尾 関 俊 治

議 員 伏 屋 隆 男

議 員 關 谷 樹 弘